

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 9月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規則第2号

佐用町笹ヶ丘荘条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町笹ヶ丘荘条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規則第2号

佐用町笹ヶ丘荘条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町笹ヶ丘荘条例施行規則（平成17年佐用町規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 月曜日。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日（4月29日から5月5日まで、7月20日から8月31日まで、12月20日から1月10日まで及び3月20日から4月10日までを除く。）とする。

第2条第3号を削る。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。